R 7/10/10 作成



静岡市立こども園における

# 医療的ケア児の受け入れ ガイドライン

令和7年 月 日 静岡市こども未来局こども園運営課



# はじめに

近年、周産期医療や新生児医療の進歩により、人工呼吸器や酸素吸入、経管 栄養、導尿などの医療的ケアを日常的に必要とする事例が増えています。

そのため、医療的ケア児及びその家族が心身の発達や状況等に応じて適切な 支援を受けられるようにすることが課題となっています。

令和3年9月に、「医療的ケア及びその家族に対する支援に関する法律(以下、「医療的ケア児支援法」という。)」が施行されました。この基本理念は、

「医療的ケア児の日常生活及び社会生活を社会全体で支えることを旨としておこなわなければならない」と明記されています。また、地方公共団体は医療的ケア児及びその家族に対する支援に係る施策を実施する責務を、保育所等は在園する医療的ケア児に対し適切な支援を行う責務を有すると明記されました。

静岡市では、令和3年より医療的ケア児を市立こども園で受入れをしております。医療的ケア児支援法の基本理念を踏まえ、医療的ケア児の円滑な受入れ、安全・安心なこども園利用を推進するために、ガイドラインを策定しました。

令和7年4月

こども未来局こども園運営課

# 目次

- 1 市立こども園における医療的ケア
  - 1) 医療的ケアとは
  - 2) 保育と医療的ケアの協働
- 2 市立こども園における医療的ケアの実施
  - 1) 対象児童
  - 2) 医療的ケアの種類と対象年齢など
  - 3) 医療的ケアの提供者
- 3 保護者とこども園、主治医、園医、および関連機関との連携
- 4 申込みから利用までの流れ
- 5 医療的ケアの実施体制
  - 1) 医療的ケア実施に関する情報の共有
  - 2) 関係者の役割
  - 3) 医療的ケアの物品管理
  - 4) 文書管理
- 6 リスクマネジメント
  - 1) 緊急時の対応
  - 2) 感染対策
  - 3) 災害等への対応

## 1 市立こども園における医療的ケア

#### 1) 医療的ケアとは

医行為(医療行為)は、「医師の医学的判断及び技術をもってするのでなければ 人体に危害を及ぼし、又は危害を及ぼすおそれのある行為」を指します。医行為に は、医師が常に自ら行わなければならないほど高度に危険な行為(絶対的医行為) と、看護師等、他の医療従事者の能力を考慮した医師の指示に基づいて委ねられる 行為(相対的医行為)があります。看護師が行う相対的医行為は、保健師助産師看 護師法の第5条【看護師の定義】における診療の補助にあたります。

医療的ケアとは、法律上に定義されている概念ではありません。しかし、一般的に在宅等で日常的に実施されている、喀痰の吸引、経管栄養、気管切開部の衛生管理、導尿等の医行為を指します。

医師免許や看護師免許を持たない者は、医行為を反復継続する意思をもって行うことはできません。しかし、平成23年度の制度改正により、看護師等の免許を持たない者(介護福祉士、介護職員)も医行為のうち、痰の吸引等の5つの特定行為(※)に限り、研修を終了し都道府県知事に認定された場合には、「認定特定行為業務従事者」として、一定の条件の下で制度上実施できることとなりました。

医療的ケアは、一般的に在宅等で日常的に実施されている相対的医行為です。そして、日常生活に必要な医療的な生活援助行為です。

- ※5つの特定行為とは次のとおりです。
  - ①口腔内の喀痰吸引 ②鼻腔内の喀痰吸引 ③気管カニューレ内の喀痰吸引
  - ④胃ろう又は腸ろうによる経管栄養 ⑤経鼻経管栄養

#### 2) 保育と医療的ケアの協働

こども園は、保育の必要なこどもの保育を行うことで、健全な心身の成長発達を 図る生活の場です。それは、医療的ケア児においても同様で、一人ひとりの発達・ 発育に応じた保育を提供することが重要です。医療的ケア児と周りのこども達が、 共に生活する中で育まれる豊かな関わりと相互理解を支えていきます。

こども園において実施される医療的ケアは、医師の指示に基づいて施設に配置された看護師が実施します。医療的ケア児の保育は、保育教諭と看護師が協働して周りのこども達との関わりの中で、安全かつ適切な医療的ケアを実施するとともに、こども園全体で医療的ケア児を支援していきます。

# 2 市立こども園における医療的ケアの実施

#### 1) 受入条件

次の受け入れ条件を踏まえて、個々に協議します。

- ① 保育の必要があり、集団保育が可能であること
- ② 病状や健康状態が安定していること
- ③ 日常的に保護者が自宅で行っている医療的ケアが確立し、保護者による安定 した医療的ケアが行われていること
- ④ 病状や医療的ケアに関する情報を保護者とこども園で十分に共有できること
- ⑤ 必要に応じて受診同行や面談などで、主治医との連携が図れること
- ⑥ こども園での受入れ体制(人員配置や施設環境)が整えられていること ※受入れ施設については、状況により施設を限定する場合があります。

#### 2) 医療的ケアの種類と対象年齢など

市立こども園で実施する医療的ケアの種類や実施する時間等は以下の内容とします。

- (1) 医療的ケアの種類
  - ・経管栄養(経鼻、胃ろう、腸ろう)
  - ・喀痰吸引(口腔内、鼻腔内、気管カニューレ内)
  - 導尿
  - ・酸素吸入
  - インスリン注射
  - 市長が必要と認める医療的ケア

### (2) 児童の年齢

集団保育・集団生活が可能(主治医意見書等で判断)な全ての年齢の児童

- (3) 医療的ケアが可能な時間帯
  - ・週5日(月~金)、土日・祝日・年末年始(12/29~1/3)を除く
  - 原則9時から16時までの範囲内とする

#### 3) 医療的ケアの提供者

市立こども園における医療的ケアは看護師が実施します。看護師は主治医・園医・保護者との連携の中で当該児童の健康状態を適切に把握し、その情報を園内の関係者に周知する役割も担います。また、安全かつ適正な実施に向けて、ケアに必要な手順書を作成します。

# 3 保護者とこども園、主治医、園医、および関連機関との連携

医療的ケア児の受入れに関する窓口は、こども未来局こども園運営課が所管します。 医療的ケア児の受入れに関わる専門職、関係機関とその役割は以下の通りです。

関連機関	役 割
保護者	医療的ケア児及び医療的ケアの情報提供
	保護者の希望、不安、悩みの表出
主治医	医療的ケア児受入れに関する意見、医療的ケアの指示・指導
	医療的ケアの変更や緊急時の対応指示
園医	健康診断、平時における支援
医療的ケア児判定会医師	年1回、判定会において受入れの可否についての意見や指示
医療的ケア児等	医療的ケア児がこども園で医療的ケアを受け生活できるよう
コーディネーター	調整
こども園	医療的ケア児に対する保育、保育等記録の保管
保育教諭	事故やケガなどの対応
看護師	医療的ケア計画書に基づいた、医療的ケアの実施
	保育教諭と連携した安全な保育
子育て支援課	入園に関する手続き、保護者からの相談対応
こども園運営課	全体的な窓口、医療的ケア申請受付、利用調整、保護者から
	の相談対応、ケア環境の整備、医療的ケア児判定会の開催
	医療的ケアを行う看護師の配置調整

# 4 申込みから利用までの流れ

			***************************************
月	項目	保護者	静岡市 A:市立こども園
			B:こども園運営課
8月	利用相談	入園を希望するこども園	Bは、保護者にこどもの様子や状
頃ま	面接①	に、利用相談をしてくだ	況を確認し、面接①の日程調整を
でに		さい。	します。医療的ケア児コーディネ
			ーターと連携します。
8月	面接①	面接①に参加してくださ	面接①でBから保護者に「申込み
9月	必要書類を渡す	い。	から利用までの流れ」と必要書類
			について説明をします。
	体験保育	園での体験保育を行なっ	Aは、体験保育にて、集団生活の
	(2 回程度)	てください。	中でのこどもの様子を観察します
10 月	必要書類の提出	必要書類を、期日までに	Bから、保護者に医療的ケア児判
~		Aに提出してください。	定会の日程等連絡します。
11 月	医療的ケア児	医療的ケア児判定会に、	施設における集団保育の可否等協
	判定会	こどもと保護者が一緒に	議します。
		参加してください。	
12 月	判定結果の通知	医療的ケア児判定会の結	Bは、入園する園で医療的ケアを
		果が通知されます。	提供する環境や看護師の配置を調
			整します。
1月	入園決定の通知	入園について通知されま	子育て支援課より、入園する園を
		<b>す</b> 。	通知します。
2月	入園手続き	入園手続きを行ってくだ	
		さい。	
3月	入園準備	「主治医の指示書」を提	Aから、園での生活や持ち物につ
		出してください。	いて説明します。
	面接②	面接②に参加してくださ	面接②で、Bは保護者に医療的ケ
		い。	アや支援体制など説明します。
4月	入園	園での様子や実際の医療	B及び看護師は、医療的ケア計画
	医療的ケア開始	的ケアを確認してくださ	書の作成、医療的ケアの研修を行
		()°	います。(対象:保育教諭・看護
	面接③	面接③に参加してくださ	師)面接③で、Bは保護者と入園
		()°	後の児の様子や医療的ケアの実
		-	際、園の環境について情報交換し
			ます。
			J. 7 0

#### <提出書類>

- 口入園申込に関する書類
  - 1号児…静岡市立こども園入園許可申請書、教育・保育給付認定申請書 (1号用) 個人番号 (マイナンバー) 申告書
  - 2 · 3 号児…教育・保育給付認定申請書兼保育利用申込書、児童世帯状況調査票、 個人番号(マイナンバー)申告書、「保育を必要とする事由」を証明する書 類(保護者の勤務先から証明をいただく場合があります。)
- □医療的ケア事業利用申込書
- □医療的ケアに関する主治医の意見書

(受診料や文書料等は申込者でご負担いただきます。)

- □家庭での生活記録「家庭での様子」
- 口保育児童票

### <面接① 利用相談後>

保護者に「申込みから利用までの流れ」と必要書類について説明をします。希望する ことや不安なことなど教えてください。

#### <体験保育>

入園を希望するこども園にて、こども及び保護者の参加にて2回程度、体験保育を実施していただきます。実施日は、こども園と相談してください。こどもの様子や医療的ケアについて情報を共有します。なお、体験保育中の医療的ケアは、保護者の方に実施していただきます。

#### <医療的ケア児判定会>

年1回、主治医意見書、体験保育の結果などを参考にしながら、医師、こども園、こ ども園運営課が集団保育が可能であるか判定します。

### <面談② 入園の決定後>

「主治医意見書及び「主治医指示書(主治医が作成する書類で、看護師が実施する医療的ケアの具体的内容を指示する書類)をもとに、適切な医療的ケアが実施できるよう、教育・保育を行う上での注意事項等の確認・協議のため、こども園で保護者との面談を実施します。

#### <面談③ 入園後>

入園後、保護者と入園後の児の様子や医療的ケアの実際、園の環境について情報交換します。

### 5 医療的ケア実施体制

#### 1) 医療的ケア実施に関する情報の共有

こども園は、「医療的ケアに関する主治医意見書」の内容を確認し、主治医等の指導及び助言を受け、医療的ケアを実施します。医療的ケアに関する情報は、こども園長、担当保育教諭、看護師等の職員で共有します。

また、こども園における医療的ケアの実施にあたって、市は医療的ケアの安全実施をマネジメントする体制を構築します。

### 2) 関係者の役割

こどもがこども園内で安全に医療的ケアを受けながら、集団保育を受け快適に過ごせるように、こども園園長、保育教諭、看護師、医療的ケア児等コーディネーター、主治医等が連携していきます。

- ・こども園長は、医療的ケア児の保育及び医療的ケアの安全実施のマネジメントを行います。
- ・保育教諭は、保護者や医療的ケアを実施する看護師と連携し、こどもの集団保育を 行います。こども園における生活状況を保護者に報告します。
- ・医療的ケアを行う看護師は、必要に応じて保育教諭と連携し、医療的ケアの実施や 支援を行います。
- 園医は、こどもの定期健康診断を行います。また、必要に応じて職員の相談に対して助言等を行います。

#### 3) 医療的ケアの物品管理

こども園は、医療的ケア実施場所について、こどもが安全で安心して受けられるよう調整を行います。

また、物品や備品について、登園時に受け取り、衛生的に保管・管理をします。

#### 4) 文書管理

医療的ケア児の保育及び医療的ケア実施に関する文書は、医療的ケアを実施するこども園とこども園運営課で必要期間保管します。

### 6 リスクマネジメント

### 1) 緊急時の対応

- こども園は、医療的ケア児の健康管理 事故防止のため、主治医、園医の協力のもとに保育を実施します。緊急時の対応など保護者と相談し、情報を共有しておきます。
- ・体調の急変等の緊急時は速やかにこども園園長の指示のもと、主治医の医療機関及 び保護者に連絡し、必要に応じて救急車で医療機関に搬送します。
- ・保護者は、こどもの体調が悪化した場合、こども園が保育の継続が困難と判断した場合、こども園からの連絡によりこどもの引き取りをします。救急車等での搬送時には病院に直行します。

### 2) 感染対策

- こども園は感染予防対策として、手洗い、消毒等を行い、こどもへの感染を未然に防ぐよう行動します。
- 感染症が流行した際には、速やかに保護者と情報を共有します。
- 医療的ケアを実施する看護師は、こどもの日々の健康状態を把握し、保育教諭と情報を共有し、異常の早期発見や予防に努めます。

### 3) 災害等への対応

・万が一保護者等がお迎えに来られないことがある可能性を想定し、医療的ケアに必要な物品を1日分こども園に持参し、保管してください。医療的ケアに応じて、薬や栄養剤等も同様に保管してください。



# ライフサポート事業に関する事業者アンケートの実施について

(静岡市保健福祉長寿局障害者支援推進課)

# 1 趣旨

- 静岡市で実施している「重症心身障がい児(者) ライフサポート事業(以下単に「ライフサポート事業」という。)」に関して、補助対象者となることができる事業者に対するアンケートを実施する。
- 本アンケートを実施することで、ライフサポート事業の課題の洗い出し等を行い、 今後の制度設計(ライフサポート事業を利用する事業所の増加に資するもの)に活用 する。

# 2 ライフサポート事業に関する事業者アンケート 概要

実施期間	令和7年10月24日(金)から令和7年11月28日(金)まで		
対象事業所	次のいずれかの障害福祉サービス等を提供している事業所		
	① 生活介護(78 事業所)		
	② 自立訓練(10事業所)		
	③ 児童発達支援(100事業所)		
	④ 放課後等デイサービス(209 事業所)		
	※括弧内の事業所数は、令和7年4月1日時点の数		
アンケート設問	1 基本情報		
(概要)	・事業所名		
	・提供しているサービスの種別		
	・事業所において受け入れている障害者 (児)		
	2 ライフサポート事業について		
	・ライフサポート事業の認知度・制度利用の有無		
	・ライフサポート事業の制度を知りながら利用しなかった理由		
	・ライフサポート事業の改善すべき点等		
実施方法	・対象事業所に対して、一斉メールを用いて案内		
	・回答は、静岡市電子申請システム(ロゴフォーム)に入力		

# 3 今後の流れ(予定)

時期	内容	
令和7年11月28日(金)	事業者アンケート 終了	
令和7年12月~令和8年1月	アンケート回答 集計・分析	
令和8年2月以後	ライフサポート事業の見直し箇所整理・庁内調整	

# 静岡市医療的ケア児等コーディネーター活動報告

# 1. 相談実績(R7.9月30日時点)

	医療職	福祉職
実相談者数	45名	93名
延べ相談件数	195件	514件
延べ訪問件数	47件	38件

# 2. 地域のコーディネーターへの引継ぎ

内 容	実施状況
個別指導 引継ぎ	ケース① Aさん 小4 医療的ケア:血糖コントロール、 インスリンポンプ
モニタリング	ケース② Bさん 小2 医療的ケア:中心静脈栄養、胃瘻

# 3. その他業務

# 内 容

- $\cdot$ 3区子育で支援コーディネーターの会議に参加し、医ケア児等の情報 共有(4/24)
- ・静岡県立こども病院地域医療連携室と情報共有(5/23)
- ・静岡県の出張相談(6/5、9/24、10/8)
- ・葵・駿河区連絡調整会議にて事業周知(6/10、9/9)
- ・清水区連絡調整会議にて事業周知(6/11、9/10)
- ・学校看護師との打ち合わせ(5/30、7/9)
- ・長浜障害者自立支援協議会との意見交換会参加(6/19)
- ・葵区子育て支援課との意見交換会(9/8)
- •医療的ケア児等コーディネーターメーリングリストの運用開始

# 4. 今後の活動予定

意見交換会の新規実施

対象:医療的ケア児の保護者

目的:医療的ケア児の親同士が気軽に繋がれる場をつくる

内容:年齢や生活に応じたテーマを設定して開催

# 医療的ケア児の実態把握調査について

## 1. 県実施 実態把握調査について(R7新規、今後、年1回実施予定)

①県調査における対象者

基準日:令和7年5月1日

③調査票 別添1のとおり

対象者:・静岡県内に住所を有しており、日常生活及び社会生活を営むため に恒常的に「障害福祉サービス等利用における医療的ケアの判定 スコア」に定める医療的ケアを受けることが不可欠である児者

・年齢、障害者手帳の有無、在宅及び入所の状況は問わない

※援護者が静岡市であっても、県外の施設に入所している児者は対象外

②医療的ケアの内容

()+ <sup>3</sup>	人工呼吸器(鼻マスク式補助換気法、ハイフロー セラビー、間歇的腸圧吸入法、排痰補助装置、高 頻度胸壁振動装置を含む)の管理。	( <b>8</b> )+3	中心静脈カテーテルの管理 (中心静脈 栄養、肺高血圧症治療薬、麻薬等) ロ
Q+3	気管切開の管理や	(9)42	皮下注射 (インスリン、麻薬等の注射を含む、特続皮下注射ポンプの使用) ↔
3+	鼻咽頭エアウェイの管理□	(10¢2	血糖管理 (定時血糖測定、持続血糖測定、埋め込み式血糖測定) ↔
(1)+1	酸素療法↩	(I)43	継続的な透析(血液透析、腹膜透析) 🗸
(5)¢3	吸引 (口鼻腔・気管内吸引) ↩	(D <sub>4</sub> 2	導尿 (間欠的導尿、持続的導尿 (尿道留置カテー テル、膀胱ろう、腎ろう、尿路ストーマ)) ↔
(G)43	ネブライザーの管理は	$(13)^{q/3}$	排便管理 (消化管ストーマ、摘便、洗腸、淀腸) ↩
<b>⊕</b>	経管栄養(経鼻胃管、胃ろう、経鼻腸管、 経胃ろう腸管、腸ろう、食道ろう、持続経 管注入ボンブ使用) ↔	(A)+2	痙攣時の対応(座薬挿入、吸引、酸素 投与、迷走神経刺激装置の作動等の処 置) ↔

# 2. 県調査依頼に対する、本市における実態把握調査についての実施

①医療的ケアがある可能性があり、支援を必要とする人数 日常生活において、介助等必要とする人として把握すべく、下記を対象とした。

- ・「療養介護」、「短期入所:療養介護」、「児童発達支援および放課後等デイサービスのうちの医療的ケア加算関連」の支給決定者
- ・市内小中学校および市立こども園で看護師配置を受けているこども
- ・障害児入所施設のうち、医療的ケアのある児

# ②医療的ケアを持つ人数 :①に追加(県調査の対象)

県調査票の一部不明があるもの(主にサービス状況)

- ・国保連等での対象診療行為項目を算定する児者
- ·日常生活用具費助成金申請者

氏名等が不明であるもの(把握していない)

・教育委員会が実施した令和7年度学校における医療的ケアに関する実態 調査票において、対象として報告した児童生徒

### 3. 調査結果について(中間報告)

### <障害福祉サービスを

①医療的ケアがある可能性があり、支援を必要とする人数 使う重心・医ケア>

該当者:411人 ※医ケア児等協議会の議論の主な対象者

※医ケアの有無は、1.②の内容に該当したものを「あり」、 該当しなかったものを「なし」とした。

内訳

1,70//		
年	齢	内:医ケアあり
0~6	33	26
7~12	21	13
13~15	25	14
16~18	26	12
19~29	98	61
30~44	117	59
45~64	80	36
65~	11	4
合計	411	225

医療的ケアの有無		
なし	186	
あり 225		

手帳有無		
395		
7		
9		

重心			
該当 353			
非該当	58		

Ξ.		
	居住場所	沂
	在宅	297
	入所·入院	114
	不明	0

医ケアの種類	人数
人工呼吸器管理	32
気管切開の管理	63
鼻咽頭エアウェイの管理	1
酸素療法	43
吸引(口鼻腔・気管内吸引)	100
ネブライザーの管理	8
経管栄養	131
中心静脈カテーテルの管理	3
皮下注射	3 2
血糖測定	1
継続的な透析	1
導尿	28
排便管理	73
痙攣時の坐剤挿入等	10
不明	58
非該当	186

18歳までの方は105人(医ケアありは、65人)、45歳以上の方は91人(医ケアありは、40人)であった。 重心該当者は353人であり、全体の85.9%を占める。 調査対象の54.7%に医療的ケアがあり、ケアの種類としては経管栄養が最多である。

# ②医療的ケアを持つ人数:①に追加(県調査の対象者) <医ケアのみ>

該当者:5,140人 (「①医療的ケアがある可能性があり、支援を必要とする人数」のうち医ケアあり:225人を含む)

内訳

年	齢
0~6	37
7~12	43
13~15	27
16~18	30
19~29	103
30~44	266
45~64	1,256
65~	3,378
合計	5,140

手帳	有無
あり	1,511
なし	17
不明	3,612

居住地	易所
在宅	1,438
入所·入院	104
不明	3,598

ĺ	重	Į/Ľ\
	該当	166
	非該当	1,376
	不明	3,598

医ケアの種類	人数
人工呼吸器管理	402
気管切開の管理	154
鼻咽頭エアウェイの管理	1
酸素療法	238
吸引(口鼻腔·気管内吸引)	192
ネブライザーの管理	49
経管栄養	166
中心静脈カテーテルの管理	16
皮下注射	2259
血糖測定	7
継続的な透析	20
導尿	538
排便管理	1079
痙攣時の坐剤挿入等	13
不明	41

18歳までの方は137人、45歳以上の方は4,634人であった。 重心該当者は166人であり、全体の3.2%であった。 医療的ケアの種類としては、皮下注射、排便管理が多い。

# 静岡県 医療的ケア児者の実態調査票

担当課

市町名

担当者氏名

# ※令和7年5月1日現在

※No11~3000までは非表示にしているため、行が足りない場合は再表示をしてください。

資料4-②

ありの数↑↑ありの数

								①医療的ケア児者の状態								②就学・就業の状況 ③サービス利用状況											④災害時	の対応	4					
	報告市町	年齢(歳	別		者手帳 :状況	重症心身	J	居住状況		(	医療的ケ	アの詳細	については、	医療的 障害福祉サ	的ケアの ービス等	内容	ける医	<b>奈的ケア判</b> 第	定スコア	(に準拠)		就 (小 事業所によるサービス名 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・								⑤ ク ロ				
No.	(援護の実施者)			(身体・療育) 障害者手帳の有無	身体(等級)療育手帳(程度)	障害児者	居住場所	居住市町	(自動入力) 報告市町以外に居住	人工呼吸器管理気管切開の管理	理鼻咽頭エアウェイの管酵素療法	吸引(口鼻腔・気管内吸引(口鼻腔・気管内	ジ続・胃	ど)	・ンプ使用) (インスリ	含む) 定器による血糖測定を血糖測定(持続血糖測	析、腹膜透析を含む)継続的な透析(血液透	マ)) 腎瘻・尿路スト― カテ―テル・膀胱瘻・ 規の導尿((尿道留置導尿(間欠的導尿、持	腸)	激酸時 装素の 置投坐 の与剤	不明	就業の状況	高の場合に選択)	施設入所支援	Ť I	居宅介護	·	生活介護	文 援	訪問看護	利用なし	避難行動要 支援者名簿 への登録の 有無	個別避 難計画 の有無	l ス集計不可
記載例	湖西市	5	男	なし		非該当	在宅	下田市	1	1	1											保育所・幼稚園	普通学校					1 1				なし	なし	
記載例	湖西市	15	不明	あり	1 A1	該当	入所・入院	湖西市		1	1	1										小学校	特別支援 学校					1 1		1 1		あり	あり	
1																																		$\Box$
3						1	<u> </u>			_	-	+ +									-			-	+	-	+		++					+
4							1																					-		-				$\vdash$
5																																		
- 6		$\perp$																											$\perp$					ш
<u> 7</u> −	<u> </u>	$\vdash$			$\vdash$	+	l			-		+									-	<del> </del>		⊢⊢	+	-	+	-	+	-			-	+
8	<del>                                     </del>					+	1					+ +	1								1					-	+ +	-	++	-		-		+
10																																		$\Box$
合計	0	0	0	0	0 0	0	0	0	0	0 0	0 0	0 0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0 0	0	0 0	0	0 0	0	0 0	0 0	0	0	0

電話

# <その他市町における調査推奨項目>

①医療的ケア児者の状態

ありの数↑

- 医療的ケアの主たる実施者
- ・主な基礎疾患
- かかりつけ医
- ⑤その他
  - ての他 ・介護の状況(主な介護者、ケアの回数・時間等)
  - ・家族からの要望、悩み、困りごと(障害福祉サービス等)

↑該当の数

ご家族の就業状況、希望

#### ②就学等状況

- ・保育所への通園希望の有無
- 学校への付添等の課題

#### ③支援利用状況

- 利用事業所、施設名
- 不足しているサービス

メールアドレス

・日中の居場所

#### ④災害時の対応

- ▪避難先
- 人工呼吸器の種類、

電源確保状況

# 医療的ケア児の未就学児調査の調査方法の検討について

# 1. 既存調査について

○調査目的 支援体制の整備を目的とした実態把握、及び

就学準備(医療的ケア等を必要とする児童の入学を見据えた、計画的な支援体制を整備)のための実態把握

〇調査方法 年度当初に実施する「特別な支援を必要とする幼児の実態調査」配布時に同時配布(アンケート配布は年度末)

〇回答者 園、福祉サービス事業所

〇調査対象 未就学児

○調査後の関係者の動き

①医ケアCo.が対象児(年長児)を把握

②医ケアCo.が特別支援教育センターと共有

③未相談のこどもについて、特別支援教育センターが、園に保護者との調整、連絡を依頼(保護者から特別支援教育センターへ連絡するよう依頼)

④保護者本人が特別支援教育センターに相談

# 2. 既存調査の課題

・支援体制の整備を目的とした実態把握として実施していたが、対象者が未就学児に限られていた。

・支援体制準備のために、希望する就学先を把握したいが、園や福祉サービス事業所が回答するため、保護者の意向把握が出来ないことが多い。

・個人情報の利用許可を得ていないため、医ケアCo.から保護者にプッシュ型の支援ができない。

# 3. 検討(案)

〇調査目的 就学前準備に限定 ※実態把握は「資料4 県実施 実態把握調査」にて実施するため。

○調査方法 年度当初に実施する「特別な支援を必要とする幼児の実態調査」配布時に同時配布、園を経由して保護者へ配布。

〇回答者 保護者 ※就学先の希望を把握する。

〇調査対象 4歳児、5歳児(次年度に年中、年長になる学年) <mark>※医ケアCo.の退院時カンファレンスへの参加や保健師との連携により未就園児の把握に努める。当該調査にて支援対象の</mark> 漏れが無いことを確認するとともに、希望する就学先との調整を開始する。

○調査後の関係者の動き ※医ケアCo.からのプッシュ型支援を可能にする。

①医ケアCo.が対象児を把握

②医ケアCo.が特別支援教育センターの把握状況のすり合わせ

③調整が必要な保護者へ、医ケアCo.から連絡

# 4. 既存調査と検討(案)の比較

	既存調査	検討(案)
調査目的	・支援体制の整備を目的とした実態把握 ・就学前準備	・こどもにあった就学に向けた学校の見学や相談に つなぐための、相談希望調査
回答者	園、福祉サービス事業所	保護者
対象	未就学児	4歳児、5歳児(年中、年長の学年)